



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行：館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

 11
2019

いつもお世話になっております。

秋も深まり、冷え込んで参りました。

お風邪など召されませぬようお願い申し上げます。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。



令和元年台風第15号及び19号の災害に伴う雇用調整助成金の特例を実施

厚生労働省から、「令和元年台風第15号及び19号の災害に伴う雇用調整助成金の特例を実施します」というお知らせがありました。（令和元年10月21日公表）。

同省では、地域経済への影響が見込まれることから、台風第15号及び第19号に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、次のような雇用調整助成金の特例措置を講じることになりました。

1. 要件緩和等

- ① 生産指標の確認期間を3カ月から1ヵ月へ短縮する
- ② 台風第15号及び第19号による災害発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする（通常は、生産指標を前年同期と比較できる事業主が対象）
- ③ 最近3カ月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする

2. 遡及適用（計画届の提出時期）

通常は、休業等に係る計画届を、事前に提出することが必要ですが、事後の提出を認める（令和2年1月20日迄に提出があれば、休業等の前に届け出られたものとする）。これを利用すれば、従業員に支払う休業手当の費用の2分の1（中小企業は3分の2）の助成を受けることができます。

詳しくは、こちらをご覧ください。

〈令和元年台風第15号及び19号の災害に伴う雇用調整助成金の特例を実施します〉

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07425.html



夫婦間贈与のメリットとデメリットについて

贈与税には、配偶者に自宅を贈与した場合に一定の範囲までなら贈与税が非課税とされる「贈与税の配偶者控除」という制度があります。本制度は人気があり、またご相談も多く寄せられるため、メリットとデメリット（税金の観点から）を中心にみていきたいと思います。

●制度の概要は？

婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円の他に最高2000万円まで控除（配偶者控除）できるという特例制度です。

●適用要件は？

1. 贈与は、夫婦の婚姻期間が20年を過ぎた後に行われたものであること
2. 配偶者から贈与を受けた財産が居住用不動産であること又は居住用不動産を取得するための金銭であること
3. 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与で取得した国内の居住用不動産又は贈与を受けた金銭で取得した居住用不動産に、贈与を受けた者が現実に住んでおり、その後も引き続き住む見込みであること

なお、配偶者控除は同じ配偶者からの贈与については一生に一度しか適用を受けることができません。

●「贈与税の配偶者控除」のメリットは？

1. 基礎控除110万円との併用が可能

基礎控除と併用すれば非課税枠が2,110万円まで広がります。また、他の生前贈与財産とは異なる扱いとなっており、相続税の計算に際しては、相続財産に加算されることがありません。

2. 評価額2,000万円超の物件にも適用可能

夫から妻に自宅を贈与するケースを想定した場合、自宅の評価額が2,000万円を超えて3,000万円であれば、贈与税がかかるのは、評価額から2,000万円と基礎控除110万円を差し引いた890万円部分です。当然ですが、自宅の評価額が2,000万円以下であれば、贈与税は課税されません。

3. 税負担無しでの財産移転が可能

贈与税の配偶者控除を活用することで贈与税を負担することなく相続財産を配偶者へ移転させると、同時に相続財産から消えることになるため、相続税も課税されなくなります。

4. 3年以内に相続があっても相続財産に加算されない

生前贈与があってから3年以内に贈与した人が亡くなって、贈与された人が遺産を相続した場合は、生前贈与された財産は相続財産に加算され相続税の課税対象となります。しかし、贈与税の配偶者控除を適用して贈与された財産は、3年以内に相続があったとしても相続財産に加算されません（非課税の対象となった金額）

●「贈与税の配偶者控除」のデメリットは？

1. 疑問のある相続税の軽減効果

生前贈与を行う一番の理由は何か、それは節税効果につきるでしょう。ただし、多くのケースでは贈与税の配偶者控除を適用して自宅を贈与しても、期待した程の相続税の節税効果はありません。

理由は、相続税にも贈与税と同様に配偶者に対する税の優遇措置があるからです。さらに、自宅の土地の価格を最大80%減額できる特例もあるため、かなり多額な遺産を普通に相続しても相続税は課されない、といったケースが多いのです。

2. 相続に比べて高い手続き費用の問題

夫から妻に自宅を贈与した場合は、妻に不動産取得税が課税されます。さらに、自宅名義を書き換えるための登記手続きでは、登録免許税が課税されます。一方で、生前贈与せずに妻が自宅を相続した場合は、不動産取得税は非課税で、登録免許税も大幅に軽減されます。

トピックス 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導 約7割で法令違反（平成30年度）

厚生労働省は、平成30年度（2018年度）に長時間労働が疑われる29,097事業場に対して実施した労働基準監督署による監督指導の結果を取りまとめ、公表しました。監督実施事業場のうち20,244事業場（69.6%）で、労働基準法などの法令違反が認められました。主な違反内容は、次のとおりです。

- ① 違法な時間外労働があったもの：11,766事業場（全体の40.4%）
- ② 賃金不払残業があったもの：1,874事業場（全体の6.4%）
- ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：3,510事業場（全体の12.1%）など

なお、この公表に当たって、監督指導事例も紹介されています。事例のなかには、次のようなものがありました。



事例 (その他の事業)	各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場に対し、立入調査を実施。
立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応	
1 労働者8名について、36協定で定めた上限時間(特別条項:月100時間)を超える違法な時間外・休日労働(最長:月170時間)を行っていたことが判明した。また、一部の労働者においてほぼ毎月100時間を超える時間外労働が認められ、36協定の特別条項で定めた限度時間を超えることのできる回数(年6回)を上回る時間外労働を行っていたことが判明した。	
【労働基準監督署の対応】 ① 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたこと及び限度時間を超えることのできる回数を超えて時間外労働を行わせたこと(労働基準法第32条違反)については是正勧告 ② 時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導	
2 健康診断において異常の所見があった者の健康保持のために必要な措置について、医師の意見を聴いていなかったことが判明した。	
【労働基準監督署の対応】 健康診断において異常の所見があった者に係る医師の意見聴取を行っていなかったこと(労働安全衛生法第66条の4違反)については是正勧告	

★ 労働基準法や労働安全衛生法等の労働基準関係法令は、必ず遵守する必要がありますね。特に11月は過労死等防止啓発月間で過重労働解消キャンペーンが実施されます。

トピックス 令和元年版の「労働経済白書」を公表 人手不足下における働き方

厚生労働省から、令和元年(2019年)9月27日に、令和元年版の「労働経済の分析(労働経済白書)」が公表されました。

今回の労働経済白書では、「人手不足下における働き方」について「働きやすさ」と「働きがい」の観点から分析が行われました。長時間労働やそれに伴うストレス・疲労の蓄積などは、職場における働きやすさや働きがいに負の影響を与えている可能性があり、昨今の人手不足感の高まりが、こうした傾向を強めている可能性について指摘しています。

このような状況も踏まえ、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向けて、働く方一人ひとりが柔軟な働き方を選択でき、仕事のパフォーマンスを向上させながら、いきいきと働き続けられる環境整備を推進していくことが重要と言及しています。

<ポイント>

- 多くの企業が人手不足を緩和するために、求人条件の改善や採用活動の強化などの取り組みを強化している一方で、「働きやすさ」や「働きがい」を高めるような雇用管理の改善などについては、さらに取り組んでいく必要がある。
- 「働きやすさ」の向上が定着率などを改善し、「働きがい」の向上が定着率に加え、労働生産性、仕事に対する自発性、顧客満足度などさまざまなアウトカムの向上につながる可能性がある。
- 「働きがい」を高める取り組みとしては、職場の人間関係の円滑化や労働時間の短縮などに加えて、上司からの適切なフィードバックやロールモデルとなる先輩社員の存在を通じて、将来のキャリア展望を明確化することが重要である。
- 質の高い「休み方」(リカバリー経験)が疲労やストレスからの回復を促進し、「働きがい」を高める可能性があり、仕事と余暇時間の境目をマネジメントする能力(バウンダリー・マネジメント)を高めていくことが重要である。

★ ほとんどの企業が実感し、課題としている「人手不足」。今回の労働経済白書では、その分析がみっちりと行われています。「人手不足対策に取り組もう」とお考えであれば、参考になる内容となっています。

トピックス 令和2年1月からハローワークのサービスが充実 求人者マイページの運用などを開始

厚生労働省から、「令和2年(2020年)1月6日からハローワークのサービスが充実します!」という案内がありました。同日からハローワークのシステムとインターネットサービスが新しくなるということです。企業の目線から、そのポイントを紹介します。



<ポイント①> 新サービス「求人者マイページ」で、会社のパソコンから求人申し込みができます。

- ハローワークインターネットサービス上に「求人者マイページ」を開設すると会社のパソコンから次のサービスを利用いただけます。
 - ◆求人申込み ◆申し込んだ求人内容の変更、求人の募集停止、事業所情報の変更など
 - ◆求職情報検索 ◆事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画像情報の登録・公開
 - ◆ハローワークから紹介した求職者の紹介状の確認、選考結果を登録
 - ◆メッセージ機能(ハローワークから紹介した求職者とのやりとり)

<ポイント②> 新しい求人票で、より詳細な情報を求職者に提供できるようになります。

- 求人票の様式が変わり、掲載する情報量が増え、求職者に対して求人情報をより詳細に伝えることができるようになります。
- ハローワークインターネットサービスとハローワーク内のパソコン(検索・登録用端末)が一本化され、求人情報の内容や検索方法が同じになります。

トビックス 軽減税率 Q&A

●2019年10月よりスタート

軽減税率制度は、大まかに言えば、「食品は8%」なのですが、その細部に着目すると、疑問が出てくることも。国税庁のWebサイトで、個別のQ&Aが例示されています。例えば「肉用牛の販売」は「その販売の時点において、人の飲用又は食用に供されるものではないので、軽減税率の対象ではない」。それに対して「食用の生きた魚の販売」は「食用なので軽減税率の対象」となるそうです。

●まるでなぞなぞ

軽減税率 なぞなぞのような疑問についても、Q&Aは答えています。「賞味期限切れの食品を廃棄するために譲渡する場合」については、「期限切れで廃棄するための食用に供さないので、軽減税率対象ではない」としています。また、酒類については、軽減税率の対象外です。酒類は「酒税法」に規定するものですから、その範囲である「みりん」は軽減税率の対象にはなりません。しかしながら、アルコール分が一度未満の「みりん風味調味料」は軽減税率の適用対象です。水に関しても「飲用に供されるもの」ならば軽減税率適用、風呂や洗濯といった生活用水として供給されるものが一緒に提供されていると、軽減税率の対象とはなりません。また、ウォーターサーバーのレンタルと水を併せて販売している場合は、「レンタル料」は軽減税率の対象外で、「水の販売」は軽減税率の対象です。その他、「金箔」「重曹」「炭酸ガス」「カタログギフト」等、判定が微妙な例示がされていますが、見抜くコツとしては、「食用なのか」と「役務の提供ではないか」を注視すると分かり易いかも知れません。

お仕事 カレンダー 11月



11/1

- 過労死等防止啓発月間(11/1～11/30)
- テレワーク月間(11/1～11/30)

11/11

- 10月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

12/2

- 10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 9月決算法人の確定申告と納税・翌年3月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
- 12月・翌年3月・翌年6月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)